

東地裁總第347号

平成28年3月9日

山中理司様

東京地方裁判所長 貝阿彌

誠

司法行政文書開示通知書

平成28年1月14日付け（同月18日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 懲戒処分書 | (片面1枚) |
| (2) 処分説明書 | (片面3枚) |
| (3) 受領書 | (片面1枚) |

2 開示しないこととした部分とその理由

1の各文書中には、公にすることにより特定の個人を識別することができることとなる情報（氏名等）が記載されており、これらの情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課 電話03（3581）2733（ダイヤルイン）

懲 戒 处 分 書

(氏名)	(現官職)
[REDACTED]	裁 判 所 書 記 官 [REDACTED]
(処分の内容)	
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法 第82条第1項第1号, 第2号及び第3号により懲戒処分として 1月間停職する	
平成28年1月12日	
任命権者 東京地方裁判所長 貝阿彌 誠 [REDACTED]	

処 分 説 明 書

(教示)

- 1 この処分についての不服申立ては、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第90条及び第90条の2並びに裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則13-1の規定により、この処分説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、最高裁判所に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
 - 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する最高裁判所の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、最高裁判所の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 不服申立てがあった日から3箇月を経過しても、最高裁判所の裁決又は決定がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する最高裁判所の裁決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。），提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、最高裁判所の裁決又は決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。

1 処分者

東京地方裁判所長 貝阿彌 誠

2 被処分者

所 属

東京地方裁判所

氏名（ふりがな）

官 職

裁判所書記官

級及び号俸

3 処分の内容

処分発令年月日
平成28年1月12日

処分効力発生年月日
平成28年1月12日

処分説明書交付年月日
平成28年1月12日

根拠法令
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号

処分の種類及び程度
停職1月間

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員倫理法第26条による承認年月日
年 月 日

刑事裁判との関係

(1) 起訴年月日 年 月 日
(2) 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第85条による承認年月日 年 月 日

処分の理由

別紙記載のとおり

(別 紙)

処分の理由

被処分者は、

- 1(1) 東京地方裁判所平成26年(ワ)第号事件について、担当書記官として立ち会った、平成27年7月日実施の本人尋問の際、録音機の操作を誤り、バックアップも含め録音することができなかつたことにより、本人尋問調書の作成を不可能とし、
- (2) 月 日に録音ができないことを認識したにもかかわらず、同年月日の弁論準備期日終了後まで、これを裁判官や上司に報告せず、また、これに先立つ月 日には、当事者双方に、調書が作成できないことを謝罪する内容の事務連絡を独断で作成の上、ファクシミリ送信し、
- 2(1) 平成27年月 日、東京地方裁判所平成27年(ワ)第号事件について、担当書記官として、第2回口頭弁論期日の呼出状を作成する際、正しくは期日を「平成27年月 日午 時 分」とすべきところ、「平成 年 月 日午 時 分」として作成し、誤りを看過してこれを被告に送達し、
- (2) 月 日、同事件において、原告から提出された同日付け訴状及び訴え変更申立書訂正申立書を送達する際、民事訴訟法104条3項3号の特別送達を試みることなく、同法107条1項3号の付郵便送達を行い、
- 3(1) 平成27年月 日、東京地方裁判所平成27年(ワ)第号事件について、担当書記官として、第1回口頭弁論期日の呼出状を作成する際、正しくは期日を「平成27年月 日午 時 分」とすべきところ、「平成 年 月 日午 時 分」として作成し、誤りを看過してこれを被告に送達し、
- (2) 遅くとも月 日には、3(1)記載の誤りに気付いたにもかかわらず、これを裁判官や上司に報告せず、

(3) 3(1)の誤りを隠ぺいするため、裁判官や上司の指示を受けないまま、[]日及び[]月[]日の二度に渡り、正しい内容の期日呼出状及び事務連絡を独断で作成の上、自らの費用で普通郵便により被告宛て送付し、

(4) 3(1)から同(3)までの辻褄を合わせるため、同事務連絡等送付後の[]月[]日又は[]月[]日頃、3(1)の送達の際に作成された郵便送達報告書の送達書類の欄の記載に、「平成[]年[]月[]日」とあったのを、何ら権限がないにもかかわらず、「平成27年[]月[]日」と改ざんし、

4 平成27年[]月[]日頃、担当していた東京地方裁判所平成27年(ワ)第[]号事件について、[]から提出されていた[]号証の所在を不明にし、

5 平成27年[]月[]日、東京地方裁判所平成27年(ワ)第[]号事件について、担当書記官として、第1回口頭弁論期日の呼出状を作成する際、正しくは期日を「平成27年[]月[]日午[]時[]分」とすべきところ、「平成[]年[]月[]日午[]時[]分」として作成し、誤りを看過して被告宛てに発送し、

6(1) 平成27年[]月[]日、東京地方裁判所平成27年(ワ)第[]号事件について、担当書記官として被告宛ての和解受諾書面を庁舎外において投函する際、郵便切手の貼付漏れに気付き、自らの費用で購入した92円分の切手を封筒に貼付の上発送し、

(2) 平成27年[]月[]日、東京地方裁判所平成27年(ワ)第[]号事件について、担当書記官として事務連絡を発送する際、原告予納の郵便切手に1円単位の切手が含まれていなかつたことから、予納された郵便切手80円分に、自らの費用で購入した2円分の切手を加えて発送し、

(3) 更に、平成27年[]月[]日から同年[]月[]日までの間において、担当する東京地方裁判所平成27年(ワ)第[]号事件につき、原告代理人が予納した郵便切手のうち500円分の所在を不明にした
ものである。

平成28年1月12日

東京地方裁判所長 殿

所 属 東京地方裁判所

官 職 裁判所書記官

氏 名 [REDACTED]

受 領 書

- | | |
|---------|----|
| 1 懲戒処分書 | 1通 |
| 2 処分説明書 | 1通 |

上記の書類を本日受領しました。

